

2019年度 事業報告書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1. 会員の異動状況

2019年度中の会員の異動は、次の表のとおりである。

会員の種類	2018年度末	2019年度中の異動		2019年度末
		増	減	
正会員	97社	0社	1社	96社
賛助会員	30社	3社	1社	32社
情報会員	0社	0社	0社	0社
名誉会員	8名	0名	0名	8名

2. 通常及び臨時総会

2.1 第70回通常総会

2019年5月30日(木)午後3時から、東京都渋谷区渋谷にあるアイビーホールにおいて、第70回通常総会を開催した。第1号議案(2018年度事業報告)、第2号議案(2018年度収支決算)、第3号議案(役員を選任に関する件)、第4号議案(常勤の役員の報酬に関する件)、第5号議案(2019年度事業計画)及び第6号議案(2019年度収支予算)を審議し、各議案は承認された。

2.2 臨時総会

臨時総会は、実施しなかった。

3. 本部の委員会等、及び支部の活動

3.1 常設委員会等

常設委員会及びその関連専門委員会は、定期的で開催した。さらに、それぞれが必要に応じて、特別委員会及びワーキンググループ(以下「WG」という。)を開催した。

3.2 支部及び支所の活動

(1) 支部及び支所の活動の概要

支部及び支所は、支部の活動の展開を取りまとめる支部幹事会、支部における技術的事項を検討する支部技術委員会及び支部における保守等の事項を検討する支部メンテナンス委員会並びに支部の会員に支部活動内容を説明する支部連絡会を必要に応じて開催して活動した。

(2) 支部管轄地域における行政、閉じ込め救出訓練等による消防本部等との連携の強化

- 1) 各支部及び各支所において当該地域の特定行政庁からの指示等に対して、都度適正に対応した。
- 2) エスカレーター「みんなで手すりにつかまろう」及び「エレベーターの日」キャンペーンの活動を各支部で実施した。活動内容は『エレベータージャーナル』に掲載した。
- 3) 全国の消防本部等からの要請を受け、実機による救助隊への閉じ込め救出訓練を実施した。

4. 協会の活動

4.1 法令及び安全利用の周知

4.1.1 法令への対応及び周知

(1) 2018年度下期及び2019年度上期の法令改正内容への対応及び周知

予定されていた法令改正は行われなかったが、次の項目について対応した。

1) 安全装置3種類(調速機、非常止め装置及び緩衝器)の日本産業規格(以下「JIS」という。)に関する対応

一般財団法人日本建築設備・昇降機センターより、エレベーター全体での型式部材等製造者認定制度及び型式適合認定制度の活用方策として、3つの安全装置の組合せを型式とする案が提示され、当協会に対し、この組合せ数について調査依頼があった。エレベーター機械技術専門委員会にて調査した結果を一般財団法人日本建築設備・昇降機センターに回答した。

2) 戸開走行保護装置(UCMP)等の告示化計画に関する大臣認定、自主評価等の必要な措置

2019年2月に一般財団法人日本建築設備・昇降機センター主催で「戸開走行保護装置の告示化に関する検討委員会」の第1回が開催されたが、戸開走行保護装置の告示化について検討する前に、現状の課題を取りまとめることが先決との結論となっている。当年度、進捗はなかった。

3) 『昇降機技術基準の解説2019年版(未定)』の編集及び発行並びに『昇降機 遊戯施設 定期検査

業務基準書 2019 年版（未定）』の編集への参画

当年度に予定されていた法改正が行われなかったため、一般財団法人日本建築設備・昇降機センターによる昇降機技術基準の解説 2016 年版編集委員会は発足しなかった。当協会では、昇降機技術基準の解説 2016 年版改訂 WG を立ち上げて計 6 回開催し、当協会の改訂提案をまとめた。

4) 「エスカレーターの転落防止対策に関するガイドライン」に沿った JEAS-422 「エスカレーター及び動く歩道の周辺部の安全対策と管理に関する標準」改訂の検討

当協会内で結審した JEAS-422（案）は、国土交通省で動きのあった構造告示（平成 12 年建設省告示第 1417 号）及び検査告示（平成 20 年国土交通省告示第 283 号）の改訂後に告示と整合をとるための改訂が必要となる。国土交通省から提示された告示改正案について検討し打合せしていたが、当年度は進捗がなかった。

5) 「令和元年度建築基準整備促進事業」の募集への、実施要否、推進体制等の検討

募集されたテーマの中に当協会活動の対象となるテーマはなかったため、参画を見合せた。

(2) 法令等の技術的事項に関して国土交通省、厚生労働省、経済産業省、消費者庁等への協力

『建築設備計画基準平成 30 年版』及び『建築設備設計基準平成 30 年版』の改訂について、国土交通省大臣官房官庁官繕部から改訂項目等の意見提出依頼があった。当協会の関係委員会で審議し、意見を提出した。

(3) 国土交通省住宅局建築指導課との情報交換会等の実施

12 月 4 日に昇降機等事故調査室長他 2 名を当協会に迎え、業務委員会及び事務局と情報交換会を実施した。内容は、定期検査関係、地震対策、浸水対策、JIS A 4307 の活用関係等、広い範囲に及んだ。

4. 1. 2 耐震対策等の推進

(1) 震度 5 強以上の地震等（社会的影響が大きい広域停電等の災害を含む）の昇降機の被害状況の調査等

会員会社 5 社から、JEAB-保 001-E 「昇降機の地震被害状況における調査及び報告に関する標準」に基づき、震度 5 強以上の地震発生時に震度 4 以上を観測した都道府県で閉じ込め、人身事故等発生の有無についての調査結果（速報）の報告を受け、国土交通省に報告した。

2019 年度は、次の 2 件の地震が調査対象となった。

2019 年度発生の震度 5 強以上の地震

No	発生日	調査対象の地震名称	最大震度	閉じ込め（台）	人身事故（件）
1	6 月 18 日	山形県沖を震源とする地震	6 強	3	0
2	3 月 13 日	石川県能登地方を震源とする地震	5 強	0	0

(2) 気象庁が主催する「長周期地震動に関する情報検討会」報告結果に応じて JEAS 等の発行を検討まとめられた報告書は、エレベーター動作等を検討したものではないため、これを基とする基準化は不要であることを確認した。

(3) 大阪北部地震の検証と対策の検討

2018 年度に国土交通省と大阪府北部を震源とする地震によるエレベーターの検証と対策を打合せた結果、2019 年 4 月 2 日に国土交通省から建物所有者、管理者及び各行政宛に「エレベーターの地震対策の実施について（依頼）」が、エレベーター保守事業者関係団体の長宛に「エレベーター保守事業者における災害時対応の体制整備について（依頼）」が発信された。

(4) 日本防火技術者協会が主催する「ELV・ESC 避難検討 WG」への参加の継続

2 か月に 1 回程度開催されている同 WG に、2018 年度に引続きオブザーバーとして計 5 回出席した。2016 年 11 月に「火災時のエレベーター利用避難のための設計・運用ガイドライン（案）」を公開しているが、エレベーターの避難利用については操作者付きを前提としていたため、操作者なしでの避難利用について検討を進めてきた。当面は、2016 年 11 月以降の 3 年間の活動成果をまとめている。

4. 1. 3 利用者、所有者、管理者等への安全利用周知

(1) 「エレベーターの日」を中心とした安全利用の周知

1) 11 月 10 日「エレベーターの日」に関する活動

①ポスター、ステッカー、電光表示、新聞広告等による、掲出地域、掲出期間の拡大。また、無償掲出先の継続依頼及び新規開拓

今後も継続検討する。

②全国統一ポスターのデザイン見直し

新しいデザイン 1 種類を制作した。

③安全利用周知のためのキャンペーン配布品の企画及び制作

本部、支部及び支所共通の配布品として、「エレベーター、エスカレーターの正しい乗り方を記

載したリーフレット」、「全国統一ポスターのデザインのポケットティッシュ」及び「蛍光ペン（11月10日はエレベーターの日、協賛団体名及び当協会名又は支部名の名入り）」の3点を袋詰めにしたもの（以下「キャンペーン品」という。）を制作した。

④安全利用周知のための、新たなwebツールの活用、運営体制等の検討
継続検討する

⑤キャンペーン期間に利用者アンケートを実施し、結果をホームページで公表

アンケートの有効応募総数は、8,062件であった。アンケートの応募者の中から抽選で50名に図書カード（1,000円分）を送付した。

アンケートの結果は、2020年3月に当協会ホームページに掲載した。

2) 着ぐるみ、ポスター、ステッカー、リーフレット等の活用

「エレベーターの日」当日等に、「キャンペーン品」等を配布し、エレベーター及びエスカレーターへの安全利用を呼び掛けた。本部、支部及び会員会社から255名のご協力のもとに、全国各地でキャンペーン品等を49,637個配布した。

エレベーター及びエスカレーターへの安全利用についてのポスター及びステッカーを、鉄道車両等の文字広告及び電照看板で広告した。

国土交通省、特定行政庁、鉄道事業者（30社局）及び協会（3団体）、札幌市（203校）及び浜松市の市立小学校（96校）、福岡市立幼稚園（2園）、東北百貨店協会加盟店（8社13店舗）、札幌市消防局、大阪市消防局、札幌市民防災センター等のご協力をいただき、ポスターの掲出、キャンペーン等を実施した。

活動内容を『協会月報』及び『エレベータージャーナル』で報告した。

(2) 年間を通じた安全利用の周知

1) 安全周知活動（エスカレーター「みんなで手すりにつかまろう」キャンペーン、東京都防災展等）への参画を検討し、各実施団体の活動を支援

①支部及び会員等が実施する安全周知活動に参画又は支援した。

②「横浜消防出初式2020」は昨年同様に以前当協会が出展していた「地震に役立つブース」がなくなったため出展を中止した。

③東京都主催の「令和元年度防災展」は、開催日が日曜日及び祝日であったため出展を中止した。

④エスカレーター「みんなで手すりにつかまろうキャンペーン」への参画

2019年7月22日から8月31日まで、全国鉄道事業者52社局、商業施設、森ビル、羽田空港、成田空港、一般社団法人日本民営鉄道協会、一般社団法人日本地下鉄協会、川崎市、千葉市及び当協会が実施事業者として、エスカレーターの安全利用を呼びかけるキャンペーンを国土交通省及び消費者庁に後援いただき全国各地で実施した。

鉄道事業者各社局等、本部及び支部、会員会社から延べ約290名のご協力のもとに、JR東日本の16駅、その他全国各社局12駅で同キャンペーンポスターデザインのポケットティッシュを当協会が制作して、約11万7千個頒布した。活動内容を『エレベータージャーナル』で報告した。

4. 1. 4 閉じ込め救出訓練

(1) 総務省消防庁との覚書に基づく、都道府県の消防本部と連携した閉じ込め救出訓練の活動の推進

全国の消防本部等からの要請を受け、総務省消防庁との覚書（協力体制）に基づき、会員会社の施設（研修センター等）又は消防本部等の昇降機を使用して、実機による救助隊への閉じ込め救出訓練を各支部及び支所が実施した。

2019年度には救出訓練を実施しないとした県があったことと、台風等の自然災害による影響もあり、実施件数はJEABによる目安回数（支部計60回）の58%で計画回数の73%である。3年に1回実施する県を除き、2年連続して未実施とならないように、当該の県とは支部及び支所が都度確認する予定である。

消防本部等への閉じ込め救出訓練実施状況（2020年3月31日現在）

支部	2017年度		2018年度		2019年度	
	計画	計画	計画	実績	計画	実績
北海道	2回	2回	2回	2回	2回	2回
東北	6回	6回	6回	6回	6回	6回
関東	15回	15回	15回	13回	17回	11回
北陸	2回	1回	3回	1回	2回	2回

東海	3回	3回	3回	4回	4回	4回
関西	5回	5回	2回	2回	5回	3回
中国・四国	5回	4回	7回	3回	7回	3回
九州	3回	4回	6回	8回	5回	4回
合計	41回	40回	44回	39回	48回	35回

(2) 警察関係からの要請に基づく閉じ込め救出訓練の実施

2019年度は、新たな警察本部及び関東支部にて対応している警視庁警備部からの閉じ込め救出訓練要請はなかった。

4. 2 JEAS、JIS、ISO等の制定等の推進

4. 2. 1 JEAS等及びJISの制定、改訂活動

(1) 日本エレベーター協会標準 (JEAS) 及び日本エレベーター協会内規 (JEAB) の制定、改訂及び廃版

1) JEAS : 次の3件を制定又は改訂した。

No	JEAS 番号	登録	表題
1	716 新規	19-04	エスカレーターの乗降口周辺部における必要なスペースに関する標準
2	529 新規	19-07	戸開閉時に点灯又は点滅する装置に関する標準
3	A 521C 改訂	19-12	小荷物専用昇降機の構造に関する標準

2) JEAS : 次の4件のJEASは、『昇降機技術基準の解説 2016年版』に記載されている内容と重複しているため廃版にした。

No	JEAS 番号	登録	表題
1	403B 廃版	06-02	過荷重検知装置(はかり装置)の動作に関する標準
2	A 004C 廃版	06-02	エレベーター用ガイドレールブラケットに関する標準
3	710 廃版	06-02	綱車のロープ溝外れ防止設計標準
4	711 廃版	06-02	エレベーターの昇降路内機器突出物に対する保護措置設置標準

3) JEAB : 次の4件を制定又は改訂した。

No	JEAB 番号	登録	表題
1	業 901-B 改訂	19-04	昇降機事故等報告制度に関するガイドライン
2	工 004-A 改訂	19-07	保護具と安全設備の標準
3	安 004 新規	20-02	昇降機関連作業に使用する墜落制止用器具に関するガイドライン
4	保 001-E 改訂	20-02	昇降機 地震被害状況 調査・報告に関する標準

(2) JIS A 4307-1/-2「ロープ式エレベータの安全要求事項」発行後の説明会等による周知及び運用方法検討

3つの安全装置のJISを含め、活用方策を一般財団法人建築設備・昇降機センターを中心に検討されている段階であるため、活用方策確定後に検討に入ることとした。

(3) ロープ式エレベーター以外の機種、UCMP 告示化計画等に関するJISの制定を想定し、これらに伴うJEASの制定、JIS素案等を検討

上記(2)同様、発行済みJISの活用方策確定後に検討に入る。

(4) JIS A 4301「エレベーターのかご及び昇降路の寸法」の2020年定期見直しに向けた事前検討

エレベーター機械技術専門委員会及び技術委員会で審議し、改訂意向調査結果として改訂を行わない「確認」とし国土交通省へ回答した。また、国土交通省営繕部よりJIS A 4301へ機械室なしエレベーター追加の要望があったため、エレベーター機械技術専門委員会の2020年度事業計画に盛り込んだ。

(5) JIS A 4302「昇降機の検査標準」の改訂意向を注視

今年度の改訂はなかった。

4. 2. 2 ISO/TC178 活動

(1) ISO/TC178 総会及び各WG活動へ参画

当協会は、JISCよりISOのリフト(エレベーター)、エスカレーター及び動く歩道に関する専門委員会TC178における日本国内審議団体の指定を受け、Pメンバー(投票義務があり、規格開発会議に積極的に参加する。)の地位で参加している。同専門委員会の傘下にある各WGの国際会議に委員を派遣し、各WGが進めている規格開発及び改訂活動に対して、当協会の審議結果をISO/TC178国内審議

委員会の承認を得て、日本の見解として提示すると共に投票に反映した。

委員派遣している WG 名称は、次のとおり。

- 1) WG2：ガイドレール
 - 2) WG4：安全基準とリスク評価（エレベーターの安全基準）
WG4/TFC：安全装置の規格整合
WG4/TFRA：リスク評価
 - 3) WG5：エスカレーターと動く歩道の安全基準
 - 4) WG6：エレベーター機器（かご寸法、防火戸、非常用エレベーター、エレベーターの避難時利用等）
WG6/SG6：エレベーター、エスカレーターの耐震規定
 - 5) WG8：電気要求事項（EMC（電磁両立性）、安全装置の電子化、等）
 - 6) WG10：省エネルギー
 - 7) WG11：既設エレベーターの安全性向上のための方法論
 - 8) WG12：サイバーセキュリティ；2019年4月のフランクフルト総会にて組織発足を決定
 - 9) AHG：新技術；2019年4月のフランクフルト総会にて組織発足を決定
 - 10) ISO/TC178/WG4-CEN/TC10/AH17：ISO/TC178とCEN（欧州標準化委員会）との協業
- (2) ISO/TC178 国内審議委員会を定期的に開催し、投票内容等を報告し、必要事項の審議
2020年3月に予定していた第14回国内審議委員会を新型コロナウイルスの影響で中止としたため、会議で配布予定であった資料を補足して各委員へ配布し、情報を共有した。
2020年度及び2021年度の委員委嘱を完了。1名を除き、委員長を含め他の委員は再任いただけることとなった。
- (3) 2019年度に参加した国際会議を下表に示す。

2019年度 ISO/TC178 関連の国際会議

分類		2019年度上期	2019年度下期
ISO/TC178	総会	4月：フランクフルト	—
ISO/TC178 参加WG	WG4	4月：フランクフルト	11月：パリ
		TFC	—
		TFRA	4月：ベルリン 8月：ロンドン
	WG5	4月：フランクフルト 8月：ウィーン	10月：西安 2月：ベルリン
	WG6	4月：フランクフルト	11月：パリ
		SG6	電話会議（隔週）
	WG8	開催なし	開催なし
	WG10	開催なし	開催なし
	WG11	11月：フランクフルト（欠席）	
	WG12	—	10月：ヘルシンキ 2月：フロリダ
AHG	—	11月：ヘルシンキ（欠席） 1月：マドリッド	
ISO/TC178/WG4- CEN/TC10/AH17		—	
PALEA	総会	9月：インドネシア（欠席）	—

4. 2. 3 海外の昇降機団体との技術交流

PALEA (Pacific Asia Lift And Escalator Association) 等の海外のエレベーター協会、行政機関等との情報交換。

- (1) 中華人民共和国 浙江省市場监督管理局及び一般社団法人日中協会
 - 1) 訪問日時：2019年8月22日 13時30分から15時まで
 - 2) 訪問者：浙江省市場监督管理局24名及び一般社団法人日中協会1名
- (2) 中華人民共和国 広東省特殊設備業界協会
 - 1) 訪問日時：2019年10月15日 15時から17時まで
 - 2) 訪問者：広東省特殊設備業界協会10名

4. 3 労働災害の撲滅

4. 3. 1 重篤災害撲滅

2019年度の労働災害発生状況を勘案し、安全衛生委員会、メンテナンス委員会及び工事委員会のそれぞれが「労働災害撲滅」活動を推進した。

(1) 協会会長信による緊急連絡

会員から労働災害発生第1報を受けた時に、発生した事実の連絡及び注意喚起を目的とした緊急連絡（当協会会長信）の発信を継続した。

(2) 安全衛生委員会

詳細報告の受領時には、委員会が当該の会社を交えて再発防止対策を検討し、会員への周知事項がまとまり次第、『協会月報』巻末に色紙にて掲載した。

(3) メンテナンス委員会

保守作業での労働災害件数の低減、重篤災害の撲滅を目指し、メンテナンス委員会が取りまとめ、当協会ホームページのメンテナンス委員会サイトに掲載している「労働災害防止に向けた基本行動と安全用具を使用する理由」を2018年度に発生した労働災害を踏まえて審議してきたが、今年度の改訂案件は無かった。

(4) 工事委員会

労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生規則（足場等関係）の改正を踏まえてJEAB-工004「保護具と安全設備の標準」の改訂を実施した。

(5) 労働災害発生状況（4日以上休業災害）

2019年度の労働災害の状況及び2011年度以降の労働災害発生件数推移は、次の表のとおりである。労働災害件数は2019年度も高止まりしており、今一度自社の安全管理活動を振り返っていただき、基本作業及び作業安全を徹底することによって、労働災害件数を減らし、重篤災害が目標の0件となるように、活動をお願いする。

2019年度月別労働災害発生件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	2019年度
件数	0	0	0	5	1	0	1	3	4	3	1	0	18
重篤 ^注	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1

注：重篤欄の数値は、件数欄の数値の内数である。

2011年度以降の労働災害発生件数推移

年度	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
件数	20	17	11	14	17	18	23	19	18
重篤 ^注	9	1	1	1	1	1	1	2	1

注：重篤欄の数値は、件数欄の数値の内数である。

4. 3. 2 労働災害発生件数低減

(1) 昇降機労働災害統計報告

2018年度に発生した、安全衛生委員会メンバー9社における昇降機の労働災害を統計分析し、『協会月報』No. 568（2019年6月号）に掲載した。また、労働災害事例集として、過去1年間に『協会月報』に掲載した事例をまとめて『協会月報』No. 571（2019年9月号）に掲載した。

(2) 『労働災害事例集』の活用周知

作業前の安全ミーティング、安全パトロール時の指導等に活用いただくこととし、2019年度の新たな項目の追加発行は見送りとなった。

(3) 「労働安全講演会」への参加層及び参加者の拡大

現場第一線の作業者にも分かりやすい演題を選定し、広く参加を呼び掛けた。2019年度の聴講者数は21社の61名であった。

(4) 『昇降機現場作業安全心得』の普及による、労働災害の防止

安全衛生委員会にて改訂の準備を行い、6月に発行し販売を開始した。

(5) JEABの新規制定

労働安全衛生法施行令改正を受けて、昇降機の据付、保守作業等における墜落制止用器具使用要否等をまとめ、2月にJEAB-安004「昇降機関連作業における墜落制止用器具に関するガイドライン」として制定した。

4. 4 情報サービス機能の強化

4. 4. 1 ホームページ

(1) 掲載内容を定期的に見直し、最新記事に適時更新

1) 安全利用ポスターのページに昇降機の安全利用周知を目的として、2019年度の「エレベーターの日」の全国統一ポスターを掲載し、自由にダウンロード可能とした。

2) トップページの「お知らせ」及び「業界情報」にキャンペーンの情報、結果等を適時掲載した。

3) 頒布品注文書の掲載

頒布品の発売時に「出版物のご案内」の頒布品注文書を更新して掲載した。

(2) 英語版の掲載内容を見直し、順次更新

今後更新しても、活用される見込みは低いと考えられ、英語版ページを削除することとした。

(3) 各委員会は、会員サイトの掲載内容を定期的に見直し、会員向けサービスの向上

頒布品の新規販売時に注文書の見直し、「昇降機あ・ら・かると」等の更新をした。

4. 4. 2 機関誌『エレベーター ジャーナル』及び会報『協会月報』の一層の充実

(1) 機関誌『エレベーター ジャーナル』

当協会の情報発信機能を強化するため、昇降機が関係する有益な記事を適時掲載した。

機関誌『エレベーター ジャーナル』へのアクセス数は年間 48,681 回であった。

昇降機設置台数の調査結果は、2019年8月号として発行した。

「クローズアップ」、「エレ小町」、「エレ侍」、「協会記事」、「読者の寄稿」等を定期掲載した。

(2) 会報『協会月報』

会員向けに定期的発行し、会長等からの通達、委員会の活動、行事報告、お知らせ等を掲載した。

『協会月報』は、印刷及び製本に必要な時間を短縮して、情報の速報性の向上及び内容の充実を図り、毎月10日発行を目標として進め、ほぼ予定どおりに発行した。

4. 4. 3 昇降機定期検査支援システムの開発、改修及び管理

2019年度は、OSの新環境下対応と例年検討している利用会社からの改善要望を反映した。

4. 4. 4 講演会等

(1) 昇降機基礎教育講座で会員の新入社員、異動直後の社員等を対象に昇降機に関する基礎知識及び関連法令についての講習

昇降機基礎教育講座

開催日時	開催場所	講義内容（概要）	受講者
2019年11月14日 10時から16時まで	東京会場 アイビー ホール	1) 開講挨拶、協会活動及び法令順守について 2) 昇降機概論	112名
2019年11月22日 10時から16時まで	大阪会場 大阪産業 創造館	3) 昇降機に関する建築基準法の解説 4) 質疑応答	39名

(2) 労働安全講演会、労働衛生講演会、社会・経済講演会、技術講演会、法令関係説明会等を開催し、会員に対して情報を提供

1) 労働安全講演会

開催日時	開催場所	講師	テーマ	参加者
2019年 7月18日 14時から 16時40分まで	アイビー ホール	1) 安全衛生委員会 鈴木 委員長 2) 東京労働局労働基準部 安全課 大木 副主任安全専門官 3) 三遊亭 多歌介 師匠	1) 2018年度昇降機労働災害分析結果報告 2) 「建設現場の安全衛生管理」 3) 「江戸下町の安全活動～落語に学ぶ、安全の知恵～」	60名

2) 昇降機等検査員資格の取得を目指す技術者への支援

開催日時	開催場所	概要	受講者
2019年9月18日 10時から17時まで	当協会 A会議室	1) 開講挨拶 2) 昇降機関連法規等の説明 3) 昇降機の法令に関する知識考査 4) 正解発表と解説	34名

3) 社会経済講演会

開催日時	開催場所	講師	テーマ	参加者
2020年 1月22日 15時から 17時まで	アイビー ホール	元ニューズウィーク日本版 編集長 藤田 正美 氏	「どうなる？今後の日本」	63名

(3) 優秀施工者国土交通大臣顕彰及び青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰候補者を推薦

1) 令和元年度優秀施工者国土交通大臣顕彰及び青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰
令和元年度の同顕彰は次のとおり顕彰式典が開催された。

①日時：2019年10月11日（金） 14時40分から16時20分まで

②場所：メルパルクホール（東京都港区芝公園2-5-20）

③当協会顕彰者

優秀施工者（建設マスター）2名（受賞者総数456名）

青年優秀施工者（建設ジュニアマスター）1名（受賞者総数105名）

2) 令和2年度優秀施工者国土交通大臣顕彰等推薦候補者

令和元年度優秀施工者国土交通大臣顕彰推薦候補者及び青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰推薦候補者を会員会社に募集したところ、優秀施工者国土交通大臣顕彰候補者1名及び青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰候補者2名の推薦があった。

事務局及び工事委員会が審査し、推薦条件を満足していることを確認したのち理事会の承認を得て、国土交通省に推薦した。

(4) その他

関係団体の関係者に対して実施した講習会等は、次のとおりである。

1) 国土交通大学校への講師派遣と実機研修

①国土交通省住宅局建築指導課及び国土交通大学校から講師派遣依頼があり、当協会事務局から講師を2名派遣した。実機研修は、会員会社の協力を得て実施した。

開催日：2020年1月15日（水） 8時50分から11時50分まで：昇降機概論（Ⅰ）

2020年1月15日（水）13時15分から15時10分まで：昇降機概論（Ⅱ）

研修名：令和元年度 専門課程 建築指導／昇降機等安全管理研修

講義名：昇降機概論（Ⅰ）及び昇降機概論（Ⅱ）

目的：昇降機等の事故発生時の対応及び安全に関わる総合的な知識の習得

場所：国土交通省国土交通大学校（小平市）

対象者：国土交通省、他省庁、地方公共団体、独立行政法人等の職員で、昇降機、遊戯施設に係る安全対策、事故対応業務を担当する者（計25名）

派遣講師：協会の技術部関連部長 2名

講義内容：昇降機概論（Ⅰ）、昇降機概論（Ⅱ）

「昇降機の主要構造、しくみ、各部品、装置等についての解説」

②昇降機実機研修

実機研修：2020年1月16日（木）及び1月17日（金）に、東芝エレベーター株式会社ワールド研修センター（東京都府中市）において、昇降機実機研修を実施した。

2) 昇降機等事故調査委員等に対する安全教育の実施

国土交通省住宅局建築指導課 昇降機等事故調査室の要請により、事故調査時の現場における安全確保の教育及び昇降機の実機視察を次のとおり実施した。

開催日：2019年7月24日（水）

場所：株式会社日立ビルシステム ソリューションラボ及びグローバル研修センター

出席者：国土交通省住宅局建築指導課及び昇降機等事故調査室 6名

4. 5 当協会の基盤強化

4. 5. 1 運営基盤強化

(1) 協会の各種規則及び規程の見直し

10月に見直した。

(2) 定款、会員規則、遵法規程等の規定に従って、主に次の1)から3)を実施した。

1) 年次報告書の提出

2019年6月に正会員及び賛助会員の全会員分の年次報告書を受領した。

2) 昇降機設置台数調査：2018年度分及び2019年度上期分の調査

正会員に対して2018年度の年間の、「新設台数」、「保守台数」、「建物用途別設置台数」、「リニューアル関係の設置台数」等について調査し、『協会月報』No. 569（2019年7号）及び機関紙『エレベーター ジャーナル』No. 26（2019年8月号）に掲載した。

また、2019年度上期の「新設台数」、「建物用途別設置台数」及び「リニューアル関係の設置台数」の調査を会員に対して実施し、『協会月報』No. 575（2020年1月号）に掲載した。

3）会員からの「昇降機重大事故発生報告書」を受領後、当協会ホームページに「昇降機重大事故発生報告書」の概要を掲載した。また、再発防止のために必要に応じて会員に周知した。

国内向けのエレベーター、エスカレーター及び小荷物専用昇降機において重大事故及び安全に関わる不具合が発生した場合には、JEAS-A2001「昇降機事故等報告制度に関する標準」に基づき、当協会への報告をお願いしており、2019年度は6件の報告があった。

(3) 外部委員会活動への参画、連携等による当協会の意見の反映及び情報の早期入手

1) 一般社団法人日本クレーン協会 エレベーター委員会

継続委員会であり、本年度は4回のエレベーター小委員会に参加した。昨年取りまとめたクレーン協会の技術仕様書 JCAS TS 3801『工事用エレベーターの定期自主検査指針・同解説』に引続いて、JCAS TS 3802『工事用エレベーターの整備工場出庫前検査要領』の最終原案をまとめた。2021年度に発行予定である。

また、改訂を予定していた『クレーン等用語辞典』のエレベーターに関する記載部分は、改訂及び掲載の可否を含め継続審議とした。

2) 一般財団法人日本建築設備・昇降機センター 戸開走行保護装置の告示化に関する検討委員会

5.1.1 (1) 2)項を参照ください。

3) 国土交通省大臣官房官庁営繕部 「建築設備計画基準平成30年版」及び「建築設備設計基準平成30年版」改訂への意見募集

5.1.1 (2)項参照ください。

(4) 生産性向上特別措置法による税制優遇措置のための証明書の発行

中小企業庁からの要請による中小企業投資促進税制の工業会として次の対応をした。

1) 中小企業等経営強化税制等への対応

平成28年7月1日に施行された「中小企業等経営強化法」における経営力向上設備等を導入することによる税制措置は、対象設備を拡大して「中小企業経営強化税制」を創設し、平成29年4月1日に施行された。

対象設備の中に昇降機設備としてエレベーター及びエスカレーターが含まれたもので、当協会は中小企業庁に登録し、会員からの申請に対して、証明書を発行することとした。

本税制措置の期間は2017年4月1日から2019年3月末日までの期間であり、当協会は会員を対象に2017年5月10日から受付を開始した。なお2018年12月に期間が2021年3月末日まで延長された。

会員外には、2017年11月1日から受付を開始した。実績は、0件だった。

2) 生産性向上特別措置法への対応

中小企業の生産性革命の実現のため、市町村の認定を受けた中小企業の設備投資を支援する「生産性向上特別措置法」が平成30年6月6日に施行された。

対象設備の中に昇降機設備としてエレベーター及びエスカレーターが含まれたもので、当協会は中小企業庁に登録し、会員からの申請に対して、証明書を発行することとした。

本税制措置の期間は2018年6月6日から2021年3月末日までの期間であり、当協会は会員を対象に2018年7月2日から受付を開始した。

会員外には、2019年3月1日から受付を開始した。実績は、0件だった。

なお、2) 生産性向上特別措置法の証明書は、1) 中小企業等経営強化税制等の証明書を包括した証明書である。

3) 2019年度の証明書発行件数は139件であった。証明書のエレベーターの総台数は162台及びエスカレーター0台であった。

(5) 情報セキュリティ強化を検討する。

ウイルス対策及びスパムメール対策強化のため、当協会のサーバーにセキュリティ機器を設置した。

4. 5. 2 財政基盤強化

(1) 消費税率変更に伴う対応

2019年10月からの消費税率の改訂に伴い頒布品の税込み価格を変更した。

(2) 収入増及び支出減案を検討

1) 主要な経常費用費目の検討

継続検討する。

2) 頒布品の販売価格、販売単位等の見直しの検討

継続検討する。

3) JEAS 及び頒布品の拡販

①2019 年度の JEAS の新規、改訂版等の販売は、次の 3 編である。

No	JEAS 番号	登録	表題	販売年月
1	716 新規	19-04	エスカレーターの乗降口周辺部における必要なスペースに関する標準	2019 年 9 月
2	529 新規	19-07	戸開閉時に点灯又は点滅する装置に関する標準	
3	A 521C 改訂	19-12	小荷物専用昇降機の構造に関する標準	2020 年 2 月

②2019 年度は、次の頒布品を販売した。

No	頒布品名	新規/改訂	内容	販売年月
1	エスカレーター 大型ステッカー	—	注文販売品 ES-101、ES-103A	2019 年 6 月 2020 年 1 月
2	協会標準色見本帳	改訂	2019 年版。旧版（2017 年版）から年以外の色見本番号の変更はなし。	2019 年 5 月
3	昇降機現場作業安全心得	改訂	前回の改訂から 23 年が経過し、この間の法改正内容等を反映し、新たにリスクアセスメント編を追加した。	2019 年 6 月
4	昇降機工学	新規	当協会が執筆者の一団体。会員向けに販売した。	2020 年 1 月
5	1. 昇降機製品売買及び 据付工事請負契約約款 2. 昇降機製品売買及び 据付工事下請契約約款	改訂	2020 年 4 月 1 日に施行される「民法の一部を改正する法律」に沿って改訂した。	2020 年 3 月

2019年度 収支決算

2019年度の収支決算は、次のとおりである。

2019年度決算 正味財産増減計算書

2019年4月1日から2020年3月31日まで

(単位：円)

科目	2019年度 予算額	2019年度 決算額	差異	内容
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
特定資産運用益	5,000	7,260	2,260	
特定資産利息収入	5,000	7,260	2,260	
受取会費	82,280,000	82,596,000	316,000	
入会金収入	200,000	300,000	100,000	賛助会員 前期2社、後期1社
正会員会費収入	74,016,000	73,944,000	△ 72,000	前期97社、後期96社(1社退会)
賛助会員会費収入	8,064,000	8,352,000	288,000	前期32社(2社入会)、後期33社(1社入会)
情報委員会費収入	0	0	0	
事業収益	113,401,966	78,887,966	△ 34,514,000	
標準化事業収入	34,161,000	27,158,930	△ 7,002,070	ステッカー及びリーフレット等改訂なし、エスカレーターステッカー販売減、昇降機製品売買請負契約約款及び下請契約約款改訂
教育普及事業収入	36,401,000	8,422,913	△ 27,978,087	『昇降機技術基準の解説』及び『定期検査業務基準書』改訂版発行延期
機関紙発行事業収入	550,000	592,750	42,750	『協会月報』の会員への販売
業務受託収入	50,000	50,000	0	関東支部及び神奈川県支所の業務受託分
定検システム利用収入	42,039,966	42,569,225	529,259	2015年度及び2016年度開発及び維持管理費の回収分
証明書発行収入	200,000	94,148	△ 105,852	中小企業税制優遇制度証明書発行 減
受取補助金等	4,320,000	4,964,130	644,130	『エレベーターの日』協賛金。増加分は、日本規格協会の民間助成金(海外出張旅費)
民間助成金収入	4,320,000	4,964,130	644,130	
雑収益	289,500	584,154	294,654	
受取利息収入	2,500	1,759	△ 741	
雑収入	287,000	582,395	295,395	JIS(3種)印税、『昇降機工学』印税、外部委員会参加
経常収益計	200,296,466	167,039,510	△ 33,256,956	
(2) 経常費用				
事業原価	0	△ 2,343,951	3,535,111	
期首棚卸高	7,786,998	7,786,998	0	ステッカー、リーフレット、協会標準集、書籍
期末棚卸高	7,786,998	10,130,949	2,343,951	色見本帳
事業費	168,436,017	141,087,783	△ 27,348,234	
給料手当	36,912,646	33,663,450	△ 3,249,196	給料手当(予算は職員を見込み実績は出向者、出向者引継期間の短縮)
福利厚生費	3,501,000	3,706,875	205,875	雇用保険、社会保険料等(出向者含む)
会議費	920,000	527,546	△ 392,454	外部会議室借用減
旅費交通費	4,432,000	5,380,914	948,914	ISO会議旅費(実績10回)、職員交通費及び定期代
通信運搬費	2,600,000	1,795,342	△ 804,658	書籍未改訂発送数減
広告宣伝費	10,894,600	7,834,848	△ 3,059,752	ホームページ未改訂(エスカレーターステッカー改訂予定のため)
減価償却費	30,294,463	30,458,745	164,282	シュレッダー老朽化のため購入、情報機器強化(ファイアウォール購入)
消耗什器備品費	210,000	46,863	△ 163,137	梱包材減
消耗品費	100,000	41,496	△ 58,504	ファイル、布テープ等減
図書資料費	115,000	91,065	△ 23,935	海外規格購入、雑誌
印刷製本費	39,193,900	19,039,720	△ 20,154,180	『昇降機技術基準の解説』及び『定期検査業務基準書』改訂版発行延期
賃借料	19,713,008	19,574,166	△ 138,842	事務所賃借料値上、光熱費、事務所更新料、複合機使用料
諸謝金	5,017,000	3,976,670	△ 1,040,330	弁護士事務所費用減
租税公課	3,690,000	3,763,649	73,649	消費税及び法人税
支払負担金	90,000	80,010	△ 9,990	PALEA会費
委託費	10,532,399	10,984,268	451,869	定検システムサポート費
経費	220,001	122,156	△ 97,845	フロアマット、支部残高証明手数料、パソコン及びネットワーク等設定料等
管理費	30,812,911	28,864,294	△ 1,948,617	
給料手当	11,967,174	11,259,506	△ 707,668	給与手当(出向者含む)
福利厚生費	3,320,000	2,732,573	△ 587,427	雇用保険、社会保険料等(出向者含む)
会議費	1,110,000	808,462	△ 301,538	総会、理事会
旅費交通費	536,000	527,294	△ 8,706	職員交通費及び定期代等
通信運搬費	350,000	376,816	26,816	電話機費用、会員各社への案内(総会、請求等)
減価償却費	233,165	0	△ 233,165	実績は、事業費に含む。
消耗什器備品費	50,000	0	△ 50,000	実績は、事業費に含む。
消耗品費	50,000	0	△ 50,000	実績は、事業費に含む。
図書資料費	26,000	76,200	50,200	電子版官報、図書3年分
印刷製本費	60,000	48,829	△ 11,171	コピー用紙減
賃借料	12,565,072	12,517,222	△ 47,850	事務所賃借料値上、光熱費、事務所更新料、複合機使用料
租税公課	0	1,110	1,110	実績は、事業費に含む。
支払負担金	345,500	265,500	△ 80,000	関係団体(PALEA以外)の会費他
帰宅困難者対策費	50,000	4,296	△ 45,704	飲料水買替え
雑費	150,000	246,486	96,486	フロアマット、登記料、本部残高証明手数料
経常費用計	199,248,928	167,608,126	△ 31,640,802	
当期経常増減額	1,047,538	△ 568,616	△ 1,616,154	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計				
(2) 経常外費用				
固定資産除却損		1	1	
頒布品廃棄損		133,309	133,309	協会標準(JEAS)旧版、昇降機製品売買請負契約約款及び下請契約約款旧版
貸倒損失		0	0	
経常外費用計		133,310	133,310	
当期経常外増減額		△ 133,310	△ 133,310	
当期一般正味財産増減額	5,214,185	△ 701,926		
当期一般正味財産期首残高	197,489,834	197,489,834		
当期一般正味財産期末残高	198,537,372	196,787,908		

2019年度決算 貸借対照

2020年 3月31日現在

(単位 円)

勘 定 科 目	2018年度決算額	2019年度決算額	差異
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	74,681,902	71,150,941	△ 3,530,961
未収金	2,597,073	3,061,195	464,122
未収消費税	0	0	0
前払金	0	0	0
図書在庫	7,746,297	9,956,846	2,210,549
貯蔵品	31,088	61,045	29,957
仮払金	0	0	0
流動資産合計	85,056,360	84,230,027	△ 826,333
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
建物付属設備	1,016,935	824,142	△ 192,793
基本財産合計	1,016,935	824,142	△ 192,793
(2) 特定資産			
退職給与引当 退職給与引当預金	4,072,622	4,045,580	△ 27,042
事務所費用預金 事務所保証金引当預金	20,000,000	20,000,000	0
事務所修繕引当預金	5,000,000	5,000,000	0
事務所更新料引当預金	1,884,754	1,884,754	0
事業積立預金 安全対策準備預金	4,500,000	4,500,000	0
ISO国際会議準備預金	10,700,000	10,700,000	0
ISO/WG活動準備預金	11,996,637	11,996,737	100
情報機器拡充預金	6,316,600	6,317,137	537
頒布品不具合対策準備預金	15,000,000	15,000,000	0
災害損失等準備預金	20,000,000	20,000,000	0
特定資産合計	99,470,613	99,444,208	637
(3) その他固定資産			
什器備品	808,139	1,225,922	417,783
電話加入権	176,700	176,700	0
無形固定資産	75,231,876	56,785,140	△ 18,446,736
保証金	17,786,715	17,982,174	195,459
その他固定資産合計	94,003,430	76,169,936	△ 17,833,494
固定資産合計	194,490,978	176,438,286	△ 18,052,692
資産合計	279,547,338	260,668,313	△ 18,879,025
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	1,496,053	1,038,236	△ 457,817
預り金	-97,593	90,995	188,588
仮受金(前受会費)	0	0	0
未払消費税	0	0	0
流動負債合計	1,398,460	1,129,231	△ 269,229
2. 固定負債			
退職給与引当金	7,075,900	7,049,710	△ 26,190
資産取得未払金	73,583,144	55,701,464	△ 17,881,680
固定負債合計	80,659,044	62,751,174	△ 17,907,870
負債合計	82,057,504	63,880,405	△ 18,177,099
III 正味財産の部			
一般正味財産			
一般正味財産	197,489,834	196,787,908	△ 701,926
(うち基本財産への充当額)	(1,016,935)	(824,142)	△ 1,841,077
(うち特定資産への充当額)	(95,397,991)	(95,398,628)	3,242
正味財産合計	197,489,834	196,787,908	△ 701,926
負債及び正味財産合計	279,547,338	260,668,313	△ 18,879,025

2019年度決算 財産目録 (一般会計)

2020年3月31日現在

(単位 円)

勘 定 科 目	金 額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
現金 現金手元有高	163,366		
当座預金 みずほ銀行他	5,131,535		
普通預金 みずほ銀行他	65,838,597		
郵便振替 赤坂郵便局	17,443		
未収金	3,061,195		
前払金	0		
図書在庫	9,956,846		
貯蔵品	61,045		
仮払金	0		
未収消費税	0		
流動資産合計		84,230,027	
2. 固定資産			
基本財産			
建物付属設備	824,142		
基本財産合計	824,142		
特定資産			
退職給与引当資産			
退職給与引当預金	4,045,580		
小計	4,045,580		
事務所費用預金			
事務所保証金引当預金	20,000,000		
事務所修繕引当預金	5,000,000		
事務所更新料引当預金	1,884,754		
小計	26,884,754		
事業積立預金			
安全対策準備預金	4,500,000		
ISO国際会議準備預金	10,700,000		
ISO/WG活動準備預金	11,996,737		
情報機器拡充預金	6,317,137		
頒布品不具合対策準備預金	15,000,000		
災害損失等準備預金	20,000,000		
小計	68,513,874		
特定資産合計	99,444,208		
その他固定資産			
什器備品	1,225,922		
電話加入権	176,700		
無形固定資産	56,785,140		
保証金	17,982,174		
その他固定資産合計	76,169,936		
固定資産合計		176,438,286	
資産合計			260,668,313
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	1,038,236		
預り金	90,995		
前受会費	0		
未払消費税、未払法人税	0		
流動負債合計		1,129,231	
2. 固定負債			
退職給与引当金	7,049,710		
資産取得未払金	55,701,464		
固定負債合計		62,751,174	
負債合計			63,880,405
III 正味財産			196,787,908

2019年度決算 財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

- (1)消費税等の会計処理
税込み方式を採用しております。
- (2)棚卸資産の評価基準及び評価方法
最終仕入原価法を採用しております。
- (3)固定資産の減価償却の方法
有形固定資産は、定率法によっております。また、無形固定資産は、定額法によっております。
- (4)引当金の計上基準
退職給与引当金は期末退職給与の要支給額に相当する金額を計上しております。
- (5)リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりです。

(単位 円)

勘定科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
建物付属設備	1,016,935		192,793	824,142
小計	1,016,935	0	192,793	824,142
特定資産				
退職給与引当預金	4,072,622	949,268	976,310	4,045,580
事務所保証金引当預金	20,000,000			20,000,000
事務所修繕引当預金	5,000,000			5,000,000
事務所更新料引当預金	1,884,754			1,884,754
安全対策準備預金	4,500,000			4,500,000
ISO国際会議準備預金	10,700,000			10,700,000
ISO/WG活動準備預金	11,996,637	100		11,996,737
情報機器拡充預金	6,316,600	537		6,317,137
頒布品不具合対策準備預金	15,000,000			15,000,000
災害損失等準備預金	20,000,000			20,000,000
小計	99,470,613	949,905	976,310	99,444,208
合計	100,487,548	949,905	1,169,103	100,268,350

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりです。

(単位 円)

勘定科目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
建物付属設備	824,142		(824,142)	-
小計	824,142	-	(824,142)	-
特定資産				
退職給与引当預金	4,045,580	-	-	(4,045,580)
事務所保証金引当預金	20,000,000	-	(20,000,000)	-
事務所修繕引当預金	5,000,000	-	(5,000,000)	-
事務所更新料引当預金	1,884,754	-	(1,884,754)	-
安全対策準備預金	4,500,000	-	(4,500,000)	-
ISO国際会議準備預金	10,700,000	-	(10,700,000)	-
ISO/WG活動準備預金	11,996,737	-	(11,996,737)	-
情報機器拡充預金	6,317,137	-	(6,317,137)	-
頒布品不具合対策準備預金	15,000,000	-	(15,000,000)	-
災害損失等準備預金	20,000,000	-	(20,000,000)	-
小計	99,444,208	0	(95,398,628)	(4,045,580)
合計	100,268,350	0	(96,222,770)	(4,045,580)

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高(直接法により減価償却を行っている場合)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりです。

(単位 円)

勘定科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物付属設備	7,222,130	6,397,988	824,142
器具及び備品	9,707,350	8,481,428	1,225,922
無形固定資産	158,759,280	101,974,140	56,785,140
合計	175,688,760	116,853,556	58,835,204

5. 債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高(貸倒引当金を直接控除した残額のみを記載した場合)

債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高は、次のとおりです。

(単位 円)

勘定科目	債権金額	貸倒引当金の当期末残高	債権の当期末残高
受取手形	0	0	0
未収金	3,061,195	0	3,061,195
未収会費	0	0	0
合計	3,061,195	0	3,061,195

2020 年度事業計画書

【基本方針】

昇降機が担う社会的使命及び責任を果たすため、昇降機の安全、安心に関する取組み及び昇降機業界の健全な発展への支援を推進する。

1. 法令及び安全利用の周知
2. JEAS、JIS、ISO 等の制定等の推進
3. 重篤災害の撲滅と労働災害の低減
4. 情報サービス機能の強化
5. 当協会の基盤強化

【基本方針の具体策】

1. 法令及び安全利用の周知

1. 1 法令への対応及び周知

- (1) 法令制定及び改正に対する実行体制、計画等の立案と推進
 - 1) 「エレベーターの安全装置の評価に係る型式適合認定制度の活用方策」の検討への参画
 - 2) 「エスカレーターの安全対策」に係る告示改正の検討への参画
 - 3) 『昇降機技術基準の解説 2020 年版（未定）』の編集及び発行並びに『昇降機 遊戯施設定期検査業務基準書 2020 年版（未定）』の編集への参画
 - 4) 「令和 2 年度建築基準整備促進事業」への対応
 - 5) 電子安全装置の性能評価に関する基準化の検討への参画
- (2) 法令の技術的事項等への協力（国土交通省、厚生労働省、経済産業省、消費者庁等）
- (3) 国土交通省住宅局建築指導課との情報交換

1. 2 耐震対策等の推進

- (1) 震度 5 強以上の地震等の昇降機被害状況調査及び被害分析に基づく対策の検討
- (2) NPO 法人日本防火技術者協会主催の「ELV・ESC 避難検討 WG」への継続参加

1. 3 利用者、所有者、管理者等への安全利用周知

- (1) 11 月 10 日「エレベーターの日」を中心とした安全利用の周知
 - 1) キャンペーン配布品の企画及び制作
 - 2) ポスター、ステッカー、電光表示等の掲出及び掲出場所の拡大
 - 3) 無償掲出先の継続依頼及び新規開拓
 - 4) 利用者アンケートの実施及び結果のホームページでの公表
 - 5) 安全利用の周知方法の検討（新たなウェブツールの活用、運営体制等）
- (2) 年間を通じた安全利用の周知
 - 1) エスカレーター「みんなで手すりにつかまろう」キャンペーン等への参画
 - 2) 東京都防災展、東京都理学療法士協会等の活動の支援
 - 3) 着ぐるみ、ポスター、ステッカー、リーフレット等の活用

1. 4 閉じ込め救出訓練（支部活動及び支部と本部との連携）

- (1) 総務省消防庁との覚書に基づく、都道府県の消防本部と連携した救出訓練の活動推進
- (2) 各警察本部からの要請時は新たに覚書を締結し、救出訓練を実施

1. 5 登録基幹技能者講習実施機関としての可能性検討

建設キャリアアップシステム運用開始に伴う、登録基幹技能者講習実施機関等の検討

2. JEAS、JIS、ISO 等の制定等の推進

2. 1 JEAS 及び JIS の制定、改訂活動

- (1) JEAS 及び JEAB の制定及び改訂
- (2) JIS A 4307-1/-2「ロープ式エレベータの安全要求事項」の周知及び運用方法検討
- (3) 小荷物専用昇降機、段差解消機等の JIS 制定を想定した素案等の検討
- (4) 2020 年定期見直し JIS の改訂意向調査結果に基づく対応

- (5) JIS A 4302「昇降機の検査標準」改訂意向の注視
- (6) 災害時優先電話の有効活用に関する運用の見直し

2. 2 ISO/TC178 活動

- (1) ISO/TC178 総会及び各 WG 活動への参画（国際会議には 12 回程度参画予定）
- (2) CEN/TC10、ASME、SAC(中国・国家標準化管理委員会)等との連携
- (3) ISO/TC178 国内審議委員会の定期開催

2. 3 海外の昇降機団体との交流

海外の昇降機団体、行政機関等との情報交換

3. 重篤災害の撲滅と労働災害の低減

- (1) 「重篤災害の発生件数 0 (ゼロ) 件」を目指した会員への情報発信
- (2) 安全衛生委員会、メンテナンス委員会及び工事委員会による労働災害低減活動推進
- (3) 労働災害報告に基づく再発防止策、発生要因等の取りまとめ及び会員への周知
- (4) 『労働災害事例集』の活用による、会員及びその協力会社が一体となった安全施策展開の支援
- (5) 「労働安全講演会」による会員の安全意識の高揚
- (6) 会員会社で効果があった安全対策、他業界での対策事例等の情報提供

4. 情報サービス機能の強化

4. 1 ホームページ

掲載内容の見直しと記事更新（一般向け及び会員向けサイト）

4. 2 機関誌『エレベータージャーナル』及び会報『協会月報』の発行

- (1) 機関誌『エレベータージャーナル』
昇降機に関する有益な記事の掲載
- (2) 会報『協会月報』
各種通達、委員会の活動、行事報告、お知らせ等の掲載

4. 3 昇降機定期検査支援システム

昇降機定期検査支援システムの開発、改修及びその管理

4. 4 講演会等

- (1) 昇降機基礎教育講座の開催（会員の新入社員等向け基礎知識、関連法令等の講習）
- (2) 労働安全講演会、社会・経済講演会、技術講演会、法令関係説明会等の開催

4. 5 国土交通大臣顕彰等への推薦

優秀施工者国土交通大臣顕彰及び青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰候補者の推薦

5. 当協会の基盤強化

5. 1 運営基盤強化

- (1) 各種規則及び規程の定期見直し
- (2) 主な調査報告業務
 - 1) 年次報告書の取りまとめ
 - 2) 前年度及び当年度上期の昇降機設置台数調査
 - 3) 昇降機重大事故発生報告書のホームページへ概要掲載及び会員へ周知
(必要に応じ掲載及び周知)
 - 4) 「エスカレーターにおける利用者災害の調査報告」の「エレベータージャーナル」への掲載
(5 年毎)
- (3) 外部委員会活動への参画、連携等による当協会の意見の提示及び情報の早期入手
- (4) 生産性向上特別措置法による税制優遇措置のための証明書発行
- (5) 情報インフラ及びセキュリティの強化

5. 2 財政基盤強化

中長期的な財政基盤の健全化対策の検討

- (1) 主要な経常費用の見直し
- (2) 頒布品の販売価格及び販売単位の見直し

【執行体制及び定常活動内容】

当協会の執行体制及び定常活動の内容は、次のとおりとする。

1. 総会、理事会

1. 1 総会

通常総会は、定款に従って、5月に開催する。

臨時総会は、必要な場合には、定款に従って開催する。

1. 2 理事会

定例理事会は、定款に従って、年6回開催する。

臨時理事会は、必要が生じた場合に、定款に従って開催する。

2. 委員会等

委員会、専門委員会及び特別委員会又はワーキンググループ（WG）（以下「委員会等」という。）、並びに支部及び支所（以下「支部等という。」）の組織は「一般社団法人日本エレベーター協会組織図」のとおりとする。

委員会は、理事会の承認によって、常設の委員会、常設の委員会のなかで専門分野を検討する専門委員会、また必要などに適宜設置する特別委員会又はWGで構成する。

支部等は、管轄地域に設けられた委員会として活動する。

2. 1 委員長会議及び支部長会議

(1) 委員長会議は、常設の委員会及び専門委員会の委員長が委員会等の事業計画の進捗状況報告、委員会等間の連携強化を目的として、年4回開催する。審議結果は、理事会に報告する。

(2) 支部長会議は、支部長及び支所長が支部等の事業計画の進捗状況及び経費等状況報告、事業推進方法等に関して支部等間の連携強化を目的として、年4回開催する。審議結果は、理事会に報告する。

2. 2 常設委員会等及び支部等の活動

(1) 常設委員会等の活動

常設委員会及び専門委員会は、原則として月1回開催する。特別委員会及びWGは、必要に応じて開催する。委員会等の活動の成果は、理事会の承認を得て、通常総会で報告する。

(2) 支部等の活動

支部及び支所は次の方針で活動する。

1) 当該地区の行政、安全協議会等との連携

2) 当該地区安全の周知活動、「エレベーターの日」活動及び定期的かつ日常的な安全向上

①年間を通した「安全、安心の周知」活動の一環として、エスカレーター「みんなで手すりにつかまろう」キャンペーンに参画し、鉄道会社等と連携した安全周知活動を推進する。

②「エレベーターの日」の活動は、本部事務局と支部等が連携しておこなう。「安全、安心の周知の素材」（ポスター等）は本部が一括して制作するものとする。

「エレベーターの日」の活動を継続的に管轄地域の全域において、より多くの利用者に周知できるように計画する。

3) 当該地区消防本部との連携による救出訓練体制の整備及び訓練の実施

消防本部に対する救出訓練は、地域の消防本部と実施時期等を打合せ、計画的に実施する。救出訓練は有償実施を目指して活動する。

3. 印刷物等の刊行、頒布及び情報提供

3. 1 機関誌『エレベーター ジャーナル』及び『協会月報』

3. 1. 1 機関誌及び『協会月報』の発行

機関誌は当協会のホームページに掲載する。掲載時期は、原則として4月、7月、8月、10月及び1月の5回とする。

『協会月報』は、原則として毎月の初旬に、年間12回発行する。

3. 1. 2 年次報告及び昇降機関連調査等

(1) 年次報告は、4月に正会員及び賛助会員に対して報告を依頼する。

(2) 昇降機設置台数調査は、正会員に対して2019年度の年間の新設台数、保守台数及びリニューアル台数等について調査し、結果を『協会月報』及び「エレベータージャーナル」に掲載する。

2020年度上半期分の昇降機設置台数調査は2020年10月に実施し、結果を『協会月報』に掲載する。
(3) 2019年度に発生した昇降機の労働災害を調査し、統計及び分析を『協会月報』6月号に掲載する。
また、1年間に発生した労働災害を事例集としてまとめ、『協会月報』9月号に掲載する。

3. 2 講習会、講演会、説明会等

3. 2. 1 昇降機基礎教育講座

本部事務局及び業務委員会の企画により、11月頃に東京会場及び大阪会場の2か所で実施する。なお、大阪会場での実施では関西支部と連携して実施する。

3. 2. 2 労働安全講演会

本部事務局及び安全衛生委員会の企画により、労働安全講演会は2019年7月に東京で実施する。

3. 2. 3 社会・経済講演会、技術講演会等

社会・経済講演会は、本部事務局及び業務委員会の企画により、2021年1月に東京で実施する。

技術講演会は、適切な話題がある場合に必要に応じて開催する。

3. 2. 4 法令関係説明会他

法令、JIS、JEAS等の制定、改正、規格等の制定、改訂等の機会には、必要に応じて説明会、講習会等を実施する。

3. 3 「令和3年度優秀施工者国土交通大臣顕彰」(建設マスター)及び「令和3年度青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰」(建設ジュニアマスター)候補者の推薦

「令和3年度優秀施工者国土交通大臣顕彰」及び「令和3年度青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰」推薦候補者を会員会社に募集する。本部事務局及び工事委員会で推薦条件への該当状況を審査した後、理事会の承認を得て、国土交通省に推薦する。

3. 4 定期検査報告支援システム

告示の改正等に対応した定期検査報告支援システムとする。また、システムの利便性を高めるために、新機能の追加、使用者の要望等に従った現行機能の改善等を検討し、実施する。

3. 5 関係団体等への役員、委員等の派遣

関係団体等からの役員、委員等の派遣要請に基づき、役員、事務局職員及び正会員から最適な人を選出し、当協会の代表として派遣する。

以上

